

令和7年8月26日

会員各位

財政健全化進捗報告書 vol. 3

宮崎県行政書士会  
正副会長部長会

日頃は宮崎県行政書士会にお力添えいただき誠にありがとうございます。

さて、進捗報告書 vol. 3 では、7月に開催いたしました各支部での支部説明会にて皆様からいただいたご質問・ご要望にご回答申し上げます。

分類	質問・回答	
会費値上げについて	Q1	会費を上げる代わりに入会金を下げる、ということは検討していないのか？
	A1	現時点では検討しておりません。
	要1	会費値上げの金額については、しっかりとした根拠を提示してほしい。
	応1	現在、新体制での仮予算を建て、会費を検討しております。年明けを目標に仮予算、及び、これを踏まえた上での値上げ額を提示する予定です。
	要2	会費の上げ幅は、できるだけ小さくしてほしい。
	応2	可能な範囲で努力いたします。
	要3	「会費値上げ」「支部廃止」など大きな事案については、総会代議員となっていない会員にも議決権を与えてほしい。
	応3	大変申し訳ありませんが、現在の規則ではご要望にお応えすることが難しいと考えております。
	要4	30年ぶりの値上げであれば賛成はするけれども、会費値上げによって行政書士会の中身を充実させてほしい。各種委員会によって、会員の仕事のバックアップをもっと行えないだろうか？また、誰が委員会の委員長なのか開示してほしい。
	応4	可能な限り努力いたします。 また、組織図のHPへのアップは検討します。
	要5	他の単位会の会費や、他士業の会費についても提示すると参考になる。
	応5	他の単位会会費を集計し、近日中に公表いたします。HPへのアップ完了後、メールにてご連絡いたしますので、HPをご確認ください。

経費削減について	要6	経費削減について具体的数字を示してほしい。
	応6	現在各部へ、支部廃止後の新体制での予算を分かる範囲で組んでいただくように、お願いしています。経費を削減できる部分もあれば、支部事業を引き継ぐため拡大する部分もあります。11月の理事会で経費削減部分、経費増加部分を提示できる予定です。
支部廃止について	Q2	支部の存続を希望する場合には、支部は作り直しになるのか？今の支部をそのままではダメなのか？（2支部）
	A2	現規則は、全ての地区が支部を設置するという前提であったため、設立の要件から廃止までの規則が入っていません。新体制での支部では、地区によっては支部が廃止されているなど、現体制での支部とは異なる支部になると考えております。
	Q3	支部を廃止するための法的根拠をしっかりと持たせるべき。「理事会で決定したから」ではなく、廃止するまでの手続きを会則で決めるべきである。
	A3	支部設置の根拠となっている会則第38条を削除することで、支部の廃止を行います。残余財産の分配の手続きについては、会則に規定がないため、支部の判断に委ねざるを得ないと考えております。
	Q4	行政庁訪問では、委託業務をもらえるように営業をしている。今後、行政庁訪問が縮小されるのであれば、行政書士の認知度・地位が低下していくのでは？
	A4	支部廃止後も県会広報部を中心に行政書士の認知度・地位向上のため努力してまいります。
	Q5	支部が廃止されると横の繋がりが希薄になる。新入会員、また、会を担う人材育成はどのようにするのか？
	A5	横の繋がりについては、各地区委員によって懇親会を何度開催していただいても構いませんので、現況と大きな差はないと考えております。 会務を行う人材についても、これまで同様、横の繋がりから発掘していく予定です。 新入会員についてはA41をご確認ください。
	Q6	支部を廃止すると、再度設立するのは難しい。支部を残したまま、地区委員を設置し、一度やってみてはどうか。
	A6	正副会長部長会にて検討させていただいた結果、支部廃止はA8回答（支部がないメリット）の実現を目的に推進しておりますため、ご希望に添うことは難しいと考えております。A42も併せてご参照ください。
	Q7	支部の統廃合から始めるべきではないか？（2支部）
	A7	A6をご参照ください。
	Q8	支部がないことのメリットをもっと提示してほしい。
	A8	・会費の値上げ幅を抑えることができます。県会と支部とがそれぞれ行っていた事業を一元化するため、県会と支部との合算コストが削減されます。また、支部会費の支払いもなくなるため、支部会費と県会会費を合算した場合の値上げ幅が小さくすみます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会務が一元化され、組織運営がシンプルかつ迅速になります。県会と支部との意見の調整がなくなるため、地域差のない公平な運営を行うことができます。</li> <li>・会務を効率化できます。人員不足の支部では、負担が一部の会員に集中していますが、県会集約により効率化可能です。</li> </ul>
Q9	支部存続の場合の説明の中に「支部会費の徴収手数料」とあるが、以前「支部廃止後は、県会は支部会費を徴収しない」と聞いたことがある。
A9	支部廃止後に支部会費の徴収を県会で行うのは難しいと考えていますが、要望が多かったためこのように記載しています。ただし、支部会費徴収手数料が不要だとしても、支部監督料など徴収する可能性があります。具体的金額は決まっていますが、支部存続を希望する支部と協力して検討していく予定です。
Q10	支部の案内なども事務局に担わせるとなると、支部で支部役員が一律の手当てで実施するよりも、反ってコスト増になるのでは？
A10	案内文書はこれまで同様各担当者が作成します。事務局が担うのは案内文書のメール一斉送信のみですので、大きなコスト増にはなりません。
Q11	支部を県会下部組織として存続する場合に、規則検討が膨大になる、とあるが、これは、支部を廃止する場合にも同じことがいえるのでは？
A11	支部を廃止する場合、主に、支部に関する規則の削除を行います。規則を新たに設ける部分もありますが、存続の場合に比して少なくすみます。
Q12	事務負担を説かれるのであれば、支部は支部で会費を徴収しても良いのでは？
A12	支部会費を支部で徴収していただいても構いませんが、反対する支部が多いことが予想されます。
Q13	業務の効率化を図るのであれば、本会の活動を支部に割り振って、支部の活用を今以上に図られてはいかがか？ 複数の支部で集まり近くの会議室を借り、協議を深めたうえで本会の場で全員による確認・議決するといった効率化もできるのでは？
A13	現況の体制でも、支部と県会との調整が遅れる場合が多くございます。会の構造を今以上に複雑化することは、検討しておりません。
Q14	支部を廃止し、地区委員制にした場合、特に新規登録会員が相談する場を失う。支部は品位保持・業務の改善に関する規則が存在するが、地区委員の構想にはその役割が記載されていない。現体制では、質問・相談の場を提供することにより、綱紀案件などを抑える役割も果たしていた。支部が廃止された場合、この役割はどこが担うのか？
A14	県会会則にも当然に品位保持に関する規則は存します。質問・相談の場は、現在と同様、地区委員による懇親の場で行えます。また、新入会員についてはA41をご確認ください。
Q15	行政書士会の運営について、会員が意見できる場が総会くらいになってしまい、会務への関心がより薄れるのではないかと？会務に協力してくれる会員をどう確保していく予定か？

	A15	支部総会での意見は大変少ないというのが現状です。研修会や懇親会を通してご意見をお聞かせいただければ幸いです。
	Q16	他士業の中に支部を廃止した士業はあるのか？支部を廃止するなど恥ずかしいことではないか？
	A16	他士業にも、支部廃止について検討している士業があると聞いております。支部を廃止することは、現在の情勢に適っており、恥ずかしいこととは考えておりません。
予算について	Q17	そもそも1,100万円の赤字予算を組むこと自体が問題なのでは？収支が±0になるように予算を組むべきではないか？（2支部）
	A17	質問者様のおっしゃるとおり、行政書士会は公益法人に準じた組織のため、本来であれば収支が±ゼロになるように予算を組むべきです。近年多額の繰越金があったため、油断した部分はあると思います。
	Q18	積立金が必要なことは分かるが、赤字の今、満額を積み立てる必要があるのか？縮小、もしくは、しばらく中断してはどうか？
	A18	退職積立金については、A20をご確認ください。 災害対策積立金、特別積立金は、総務財務部にて現在検討中です。
	Q19	Webサイトの管理費について。ドメイン等の管理をお名前.com（GMO）等の安価な管理サイトに移管できないのか？
	A19	ドメイン等の管理（47,036円）、セキュリティーサービス（121,440円）、Zoom（32,670円）など全てを宮崎電子機器（株）へお願いしております。安くはございませんが、対外的および500人の会員に向けた対内的情報のセキュリティーを考慮し、また、専門的な知識・技術の迅速な提供を鑑みると、妥当であると考えております。
	Q20	職員退職積立金について、中退共が平成29年より増額しているのに、減額を検討しても良いのではないかと
	A20	<p>〔中退共〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年増額分：事務局員1名→2名 令和5年増額分：事務局員2名→3名</li> <li>・R3・1名退職、R4・1名分、R5から3名分</li> <li>・月額1万円／1名</li> </ul> <p>〔退職積立金〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年～令和4年分は理事会の決議で積立が停止しておりました。</li> <li>・～平成24年（25万円／年）、令和5年度、6年度（50万円／年）積立。</li> <li>・令和6年度決算時点積立総額3,255,428円</li> </ul> <p>*総会資料をご確認ください。</p> <p>上記を検討した結果、3名の事務局員の退職金支払いのためには現状の積立が、妥当であると判断しております。</p>

	Q21	一律に「削減困難な固定費」としているが、ビジネスフォンがワンフロア・事務員3名の事務局に、本当に必要なのか？Zoomも利用が少ないのであれば見直しを検討すべきでは？その他、シュレッター代、封筒の印刷代など、コストカットできるのでは？
	A21	コストカットについては、事務局でも努力してまいる所存です。
経理について	Q22	令和5年10月1日以降のインボイス制度への対応について。 ・適格請求書等発行事業者の登録をする必要があるか検討すべき。
	A22	税理士の先生と相談した結果、登録はしていません。
	Q23	・どうしても登録が必要な場合には、特例申告や簡易課税の検討をするのはどうか。
	A23	税理士の先生にお任せしております。
	Q24	消費税申告・修正申告について 令和5年3月31日決算の消費税の修正申告：519,900円 令和6年3月31日決算の消費税：80,800円+修正申告167,300円 令和7年3月31日決算の消費税：104,700円 課税売上高が1,000万円を超えているということか？2割特例は使っているか？
A24	HPでの資料ご提供の目的が、消費税申告の見直しではなく、県会事業収支の見直しにありますので、「特別会計」を掲載しておりません。そのため、課税売上高が1,000万円を超えていないように見えたかと思いますが、実際には「特別会計」を算入すると、1,000万円を超えております。なお、「特別会計」は総会資料をご覧くださいとご確認いただけます。各年度の課税売上高は、下記のとおりです。 令和2年度 14,496,528円 令和3年度 11,160,350円 令和4年度 13,009,260円 令和5年度 5,143,640円 課税業者に該当したのは、令和2年度から4年度の間にコロナ関連の受託事業を請けていたためであり、令和4年度分から令和6年度分の限定的です。	
Q25	クラウド経理ソフトの導入や、HP・Zoomなど、会務及び事務局のDX化に伴う費用について。クラウド会計ソフト：PCAクラウドを使わずに、弥生会計等の安価な会計ソフトの使用ではいけないのか？	
A25	行政書士会は公益法人に準じた手続きが必要ですが、弥生会計等の安価な会計ソフトはこれに対応しておりません。事務局の処理負担・効率化、および南海トラフ地震が予想される中でBCPを考慮すると、PCAクラウドが最適であると考えております。	
組織について	Q26	日当の見直しをすべきでは？（2支部）
	A26	総会でも同様のご質問をいただき、回答申し上げたとおり、日当の見直しを行う予定はございません。 短い時間の会務に対し6千円の日当をもらったというご意見もいただきました

		が、逆に、資料作成を含め1日・2日の準備時間を要しても日当は同じく6千円としています。これは、各人が準備にどれだけの時間を費やしているのか判断が難しいためです。なお、大半の会務は、会議前の準備など、日当を支給する時間以外の準備期間を要しておりますことを、お含みおきください。
	Q27	委託事業を増やすことで、行政書士会の収入を増やせば良いのでは？
	A27	他士業のような定期的な委託事業を増やすために、役所等に働きかけることは予定しておりません。また、委託事業による収入は補助的な収入として考えております。
	Q28	Zoom: Google Meet等の安価な同様のサービスに切り替える等はできないのか？ 理事会や委員会の他、各打合せ費用が決算で見受けられるが、Zoom等を使ってこれだけ会議費・各部事業費等の経費が掛かるのか？ 会議費：平成28年度決算→令和6年度決算（891千円の増加） 各部事業費：平成28年度決算→令和6年度決算（519千円の増加） 通常DX化を行ったらランニングコストは減るべき。無理にDXを推進しているが、使いこなせないのであれば廃止すべきではないか？
	A28	会議費・事業費で使用される主な支出は、会議出席者への日当です。会議でのZoom利用はコロナ後減少傾向にありますが、通常会社とは異なり、顔を合わせる機会が少ない行政書士会での会務を行うには、対面での会議が大変重要です。また、Zoomを利用した会議も、遠方からの会議出席者が多い場合に大変有用であります。 質問者様のおっしゃる通りDX化を進めるには、それを使いこなせる技術・知識が当然必要となってまいります。A19でもご説明申し上げておりますとおり、宮崎電子機器（株）様にもご協力いただきながら進めてまいります。
	Q29	行政みやぎきの印刷・郵送料について。Webサイトでの閲覧のみに変更（紙ベースの有料化）または廃刊を検討してはどうか？
	A29	広報部にて検討中です。
	Q30	法学習委員会の活動は、赤字の単位会が積極的に行うべきことであろうか？必要な事業だとは思いますが、今は縮小してはどうか？
	A30	法学習委員会の活動は子供達への法教育に留まらず、社会貢献および行政書士制度の普及も目的としております。ご指摘については考慮すべき事由ではございませんが、学校からの依頼数も昨年度と比較して増加しており、法学習委員会の活動を今縮小することはベストな選択肢ではないと考えております。
	Q31	職務上請求書関連費用について。職務上請求書審査委員会に掛かる費用を、全体に負担させるよりも、職務上請求書を利用する人に負担させるのが公平な負担だと思う。 職務上請求書の価格に転嫁すべきでないか？
	A31	規則検討委員会にて、令和9年4月の値上げを検討しております。
	Q32	総会の形式、理事役員等の決め方を、提示してほしい。（2支部）

	A32	支部廃止後の総会は、全員総会を予定しております。これに伴い、出席者への日当の支給も廃止されます。 理事・役員の選出方法については、今年度の11月から規則検討委員会で検討することになっております。しばらくお待ちください。
地区委員について	Q33	地区委員の負担が大きいのでは？
	A33	地区委員を支部長に置き換えた場合に、これまで支部が担ってきた支部総会、その他会議、クレーム対応、などの役割が減るため、地区委員の負担が大きいとは考えておりません。
	Q34	地区委員の選出方法について。支部があるからこそ支部への帰属意識があり、行政書士会へも協力してきた。今後支部が廃止されるのであれば、そのような意識が薄れ、会務の担い手がますます減ると考える。地区委員の選出方法はどのようなのか？前任者からの1本釣りでは、選任できなくなると思う。(2支部)
	A34	可能であれば地区から推薦をいただき、県から選任する予定です。 なお、地区委員の選出方法は11月以降に検討する予定です。ご意見参考にさせていただきます。
	要7	地区委員1人では少ないのではないかと検討してほしい。(2支部)
	応7	無駄を省くために、最低限の人数からスタートさせていただき、必要であれば増員することを想定しています。複数人必要である根拠をご意見としてお示しいただけますと幸いです。
事務局について	Q35	事務局の場所を、もっと安い場所に移転してはどうか？(2支部)
	A35	事務局の場所については、今後も随時検討していく予定です。ただ、行政書士会は会員の平均年齢が高く、公共交通機関を利用する会員も多くいらっしゃいます。現在の事務局は、駅から近く、かつ、研修会のできる部屋を有し、適度に古い。現時点では妥当な物件であると考えております。
	Q36	会員数が減っているのに、なぜ事務員を増員したのか？
	A36	事務局は元々オーバーワークであり、2名体制の際には残業・休日出勤を頻繁に行っていただきました。この芳しくない状況打開のため、3名体制としました。また、他単位会の事務局員数をみても、3名体制が多いとは考えておりません。
	Q37	事務局の負担そのものを見直したほうがいいのではないかとメールの案内などは、会員が担ってもいいのでは？事務局に担わせるが故に、ブラストメールといった高機能で費用の割高なサービスが必要になるのでは？
	A37	質問者様のご意見に沿った事務内容が、現状と比して、効率的かつ費用を低減できるとは、考えておりません。
	Q38	「管理費」については切り込めないとしているが、事務局の業務内容からきちんと見直してみるべきである。 現在は3名体制だとしても、将来的に2名にできないだろうか？ また、退職金規程を見せてほしい。退職金の積立金額が大きすぎるのではないかと

	A 38	人件費は相応であり、削減は難しいと考えています。 管理費についてコストカットできないかは検討したいと思います。また、就業規則について、開示できないか検討いたします。
	Q 39	令和6年度決算書に慰安旅行代とあるが、どのような内容か？
	A 39	事務局員3名と宮崎支部の局員とで、毎年慰安旅行を行っております。 (宮崎支部局員分は、宮崎支部負担) ただし赤字が解消されるまでの期間は、慰安旅行は控えていただくこととします。
その他	Q 40	行政書士の業務が減っているように感じる。業務が減っていて仕事も減っている中で、会費の値上げには疑問を感じる。まずその問題に対応すべきではないか。
	A 40	行政書士法が改正され、特定行政書士の業務の範囲は広がっております。 また、行政書士会でも、行政書士の周知拡大のため広報活動をおこなっております。会員の皆様のご協力どうぞよろしくお願いいたします。
	Q 41	新入会員に行政書士を続けてもらうためにも、新入会員へ懇親・研修の場を提供し、フォローを充実させてほしい。
	A 41	交付式や新入会員研修の中での意見交換など、少しの時間ではありますが新入会員の疑問を解消できる時間を設けています。また、宮崎支部では、入会5年以内の会員を対象に意見交換・懇親会を行っており、大変好評とのこと。支部廃止後の県会でも引き継げるように検討しております。
	Q 42	財政健全化のスケジュールが急ぎすぎているように感じる。「会費の値上げ」「経費削減」「支部の廃止」を同時に進めることは難しい。「会費の値上げ」「経費削減」を行い、その後に「支部の廃止」に取りかかるなど、もっと時間をかけるべきではないか？(2支部)
	A 42	そのように感じる会員がいらっしゃることで、大変恐縮に存じております。 一方で、時間を掛けて個別に政策を進めましても、大局的な方向性は変わらないため、3つの政策を同時に進めることを選択いたしました。ご賢察のほど、よろしくお願い申し上げます。
	Q 43	総会の会場変更・日当の廃止など、もっと早く取りかかるべきだったのでは？
	A 43	質問者様のおっしゃるとおりです。令和8年度から会場変更、総会出席者への日当も令和9年度から廃止される予定です。
	要 8	残余財産の処分方法を提示してほしい
	応 8	残余財産の処分方法については、各支部でご検討ください。
	要 9	他県会の財政状況の資料も提示いただけないでしょうか？
	応 9	他県会の財政状況資料は、各単位会にとって重要事項であるため、ご提示することはできません。
	要 10	質疑についても県会HPで公開してほしい。また、財政健全化進捗報告について、もっと周知を徹底すべきではないか？
	応 10	ハガキでの周知等、検討させていただきます。

	要 11	東京など、都市部の廃業数についても提示してほしい。
	応 11	申し訳ありませんが、現時点ではご要望にお応えすることができません。